

第3号様式（第7条関係）

設計図書等に関する回答書

令和7年6月3日

二本松市長 三保 恵一
(公印省略)

下記のとおり回答いたします。

記

- 1 工事（業務）番号 7 土木第5号
- 2 工事（業務）名 道路メンテナンス事業 原セ上ノ内1号線（上ノ内橋）調査設計業務委託

3 質問事項及び回答事項

質問事項	回答事項
①本業務につきまして、「交通規制に伴う安全施設費」が当初計上されておりましたが、当該業務を進めていく中で必要となる場合には、協議の上で設計変更の対象としていただけますでしょうか。	①当初設計にて交通誘導警備員（2人）を計上しています。 現地の交通状況等から上記のみで問題ないものと考えておりますが、別途安全施設費が必要であれば協議書の内容を精査し設計変更の対象とします。
②本業務の設計業務費における「旅費交通費」については、「福島県設計業務等標準積算基準（R7.1.20改正）」の参1-2-3「1-2-2 旅費交通費の率を用いた積算」に記載されている通り、「（1）旅費交通費の率を用いた積算（宿泊・滞在を伴わない業務の場合）」の「土木設計業務（直接人件費の0.63%）」の算定式により算出した費用を計上するものと考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、適用されている算定方法をご教示願います。	②当初設計には含まれていないため、協議の上で設計変更の対象とします。
③本業務の設計業務（橋梁補修設計）に記載されている「頁 第0-0020号表 機械経費橋梁	③設計書に記載のとおり「橋梁点検業務積算基準 P.2」（適用範囲：福島県内全域）を採

点検車（BT－200相当）：1.4台・日」において、「諸雑費」が計上されております。こちらの計上方法につきましては、「福島県土木工事積算基準〔I〕、第2章 5 諸雑費及び端数処理（1）諸雑費、2）単価表、（ロ）単価表（単価表（歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合））」に記載されている下記の処理方法で積算されているものと考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、諸雑費の計上方法・取り扱いについてご教示願います。 （計上方法） 単位数量当たりの単価表の合計金額が単位数量1及び10の場合は、10円単位となるように5から14円の端数を、単位数量が100の場合は、100円単位となるように50から149円の端数を、単位数量が1,000の場合は、1,000円単位となるよう500から1,499円の端数を計上する。	用しております。 端数に関しては、設計積算システムの仕様により、1円単位となっております。
--	---